

大代東町内会自主防災組織会規約

(名 称)

第1条 この会は、大代東町内会自主防災組織会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 本組織会の平常時の事務所は会長宅におく、ただし災害時は集会所とする。
- (2) 平常時時の防災予防活動などは東区町内会の区域とする。
- (3) 災害時は大代東区の地区を主とし、必要に応じて笠神地区とする。

(目 的)

第3条 本会は、大代東町内会会則第3条、第2項の目的目達成のため自主的な防災活動を行い、地震、その他の災害（風水害、火災、津波等）（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための災害危険箇所の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び救出・救護・避難誘導・その他応急対策等に関すること。
- (5) 防災資材等の備蓄及び防災用具等の斡旋に関すること。
- (6) 行政及び他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は多賀城市大代東町内会（以下「町内会」という。）会員世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部長(指揮統括・救護・物資・環境衛生・防犯の各部長) 5名
- (4) 防災委員 若干名
- (5) 組織、別紙組織図による

2 会長は、総会において選任する。又、他の役員は、町内会役員、各団体の役員、班長、副班長、及び会長が指名したボランティアの方とする。

3 役員任期は、町内会役員の任期と同じくする。ただし、班長、副班長はこのかぎりでない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

1 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 部長は各部(別紙組織図のとおり)の指揮監督を行い、その他は、マニュアル(別紙)のとおりとする。

(会議)

第8条 本会は、年2回の全体会議を開催する。

2 各部の会議開催は、必要に応じて適宜開催する。

3 全体会議は、会長が招集し下記の事項について審議する。

(1) 規約の改正に関する事、防災計画の作成、及び改正に関する事。

(2) 事業計画及び、予算、決算等に関する事。

4 前3項に於いて、必要がある場合は、町内会の総会に於いて報告するものとする。

(防災計画等)

第9条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の任務分担に関する事。

(2) 防災知識の普及に関する事。

- (3) 災害危険箇所等の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施、及び防災器具等の普及並びに備蓄に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。

(経費、事務局等)

第10条 本会の要する経費は、町内会の費用で運営し、事務は町内会総務部で行う。

付 則

この規約は、平成17年4月3日から実施する。

2. この規約の一部改正（第6条第2項中、会長は町内会長があたる、を総会で選任する。）は、平成21年4月5日から施行する。